

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市宝町東田 25 番地

氏 名 株式会社 東海カンパニー  
代表取締役 原田 龍馬 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太 田 稔 彦



許 可 の 年 月 日 令和 4 年 6 月 3 0 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 1 年 6 月 2 9 日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)、  
廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、  
動植物性残さ、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、  
木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず  
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず  
(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有  
産業廃棄物を含む。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を行う場合に限る。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

豊田市宝町東田 22 番地

(2) 面積

208.80m<sup>2</sup> (保管面積 57.28m<sup>2</sup>)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

67.86m<sup>3</sup>

(5) 高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 3月30日 更新許可

平成20年 3月30日 更新許可

平成25年 5月28日 更新許可

平成27年 6月30日 更新許可（優良認定）

令和 4年 6月30日 更新許可（優良認定）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

・ ~~無~~

